

第 54 回とまこまいスケートまつり 協賛店出店要領（新規店用）

- 1 出店日時 2月1日（土）10時00分～19時00分
2日（日）10時00分～18時00分
※営業時間内は、必ず開店してください。途中退店は原則認めません
 - 2 出店場所 中央公園（苫小牧市若草町2丁目3）
 - 3 出店条件 市内在住で公的な団体の推薦、または所属証明を提出できる方
暴力団・反社会的勢力及びそれに従事する団体に属していないこと
 - 4 提出書類
 - (1) 出店申込時 ①出店申込書
②出店責任者の身分証明書の写し（運転免許証、パスポート等）
③出店計画書
④出店誓約書
 - (2) 出店決定後 ①顔写真が載っていて住所が記載されている身分証明書
（運転免許証・パスポート等）・・・1部【**出店従事者全員**】
※1 お持ちでない場合は住民票（発行から3ヶ月以内のもの）・保険証といったものの代替えとする
※2 責任者、副責任者は顔写真が載っている身分証明書必須
②出店従事者顔写真【**裏面に氏名記載必須**】
1枚（タテ4cm×ヨコ3cm）【**出店従事者全員**】
③出店従事者名簿
・登記簿謄本の写し・・・1部（法人の場合のみ提出）
・外国人登録証明書の写し・・・1部（外国人の方のみ提出）
・北海道街商協同組合員証写し 1部（左記組合員のみ提出）
- ※各種書類に記載する連絡先については必ず、連絡がとれるものを記入してください。
※申請については、提出書類を責任者が直接持参することとし、提出書類は理由の如何に
因らず返還できません
※**第64回とまこまい港まつりで申請された方につきましては、写真の提出は不要です。**
※**個人情報につきましては、連絡や問合わせ、警察への照会以外に使用しません**
※暴力団排除のため、提出書類により審査を行い、結果出店をお断りすることがあります
- 5 出店表示板・出店許可証・記名章の設置
 - (1) 出店表示板と出店許可証（責任者顔写真入）は、事務局で用意し、テント設営日に本部にて配布します。必ず**テントの前面の見えやすい位置に取り付けること。**
※新規看板制作料として3,000円いただきます。
 - (2) **従事者全員に顔写真入りの記名章（実行委員会で作成）をつけること。**また、写真等の費用は出店者が負担すること。
 - 6 出品物の搬入・搬出
 - (1) 出品物については、指定場所へ期日までに直接搬入すること。
※指定場所・期日については、後日開催する出店説明会にて通知します。
 - (2) 会場内における解梱、展示作業並びに会期終了後の梱包作業については、出店者側が行うこと。
 - (3) 会場内は混雑が予想されるので、搬入・搬出は実行委員会指定時間を厳守すること。
なお、会場内での車輛事故等の処理は当事者の責任において行うこと。
 - (4) 出品物の搬入・搬出に係る経費は、出店者側とする。

7 商品の販売・管理

- (1) 出品物の販売は出店者側で行い、商品管理及び販売代金、つり銭など金銭管理は、一切出店者側で行うこと。
※売上金に対する販売手数料は徴収しません。
- (2) 出品物の販売価格は出店者側で決めて頂きますが、出来るだけ安い価格での提供をお願いします。

8 衛生管理

- (1) 会場内は常に清潔を保つよう配慮すること。特に、食品関係の店については、十分に衛生面に注意すること。
- (2) 保健所の許可等、関係機関許認可を必要とする店は、出店者側で所定の申請手続きを行い、テント前面に許可証を掲示すること。

9 誓約書の遵守

誓約書の提出を頂いておりますので、協賛店としてふさわしくない行為等があった場合は、即時撤去（まつり期間中を含む）の処置を行います。その場合でも出店料等の返還は行いません。また、次回の出店要請は行わない事としますので、留意してください。

10 出店料の負担

- (1) 会場設営料、電気料、清掃料等にかかる費用の一部を利用者負担として、1 コマにつき、10,000 円を負担していただきます。電源を増設する場合は1個（15A）3,000円を負担していただきます。
荒天時や突発的な事故・事件、その他事務局判断のもとイベントの中止となった場合、出店料の返金は行いません。
- (2) 出店説明会を無断欠席し、かつ14日を経過し納入がない場合は、出店の意思がないものとみなし、出店許可を取消し、次回以降は出店をお断りしますのでご了承願います。

11 営業停止要件等

- (1) 苫小牧スケートまつり実行委員会、苫小牧警察署、苫小牧保健所、苫小牧消防本部、その他関係職員、スタッフの指示指導には従ってください。
- (2) ご提出いただいた出店従事者リストに載っていない人物が従事していた場合、もしくは実行委員会で作成した記名章等をつけていない場合は営業停止要件に該当します。
- (3) まつり期間中に営業停止や注意を受け、改善されない店舗については、次回以降出店をお断りする場合があります。
- (4) このほか、協賛店としてふさわしくない行為や出店要領を守られない場合は一時販売停止や即時撤去の処置を行い、次回以降出店をお断りする場合があります。

12 その他

- (1) 営業にあたって、出店責任者が店に常駐していることを原則とする。
- (2) 火気取り扱い出店者は、必ず「消火器」を設置すること。
規格としては、苫小牧市消防本部より A2 若しくは 6 型以上のものを常備するように指導がありましたのでご用意ください。
- (3) 敷地内及び周辺の樹木、施設を損傷しないこと。
※搬入出時外に会場進入禁止のロープを切断し、テント等を設置する業者、協賛店が過去にいました。見つけた場合には即時撤去していただきます。また、場合によっては永久に出店要請を行わないこととします。

- (4) 停電や荒天等による器物破損等、物損保障、営業保障は一切行いません。また、まつりの一時中断、中止時の保障も一切行いません。
- (5) コンセント以降の配線は出店者が責任をもって行うこと。
- (6) 出店に必要とするテント・テーブル・椅子等の備品及び照明、暖房器具は、出店者側で用意すること。
- (7) 出店位置については、実行委員会で決定いたします。
- (8) 苫小牧スケートまつり実行委員会、苫小牧警察署、消防署、保健所、電気保安要員、その他関係職員、スタッフの指示指導に従うこと。
- (9) 出店者の不注意等によって生じた会場設備、建造物、装飾物又は人身等に対する一切の損害は、出店者がその責任を負うものとします。盗難、財物毀損、食中毒のリスクが想定される場合は、出店者が保険を掛けてください。

<問い合わせ>

第54回苫小牧スケートまつり実行委員会事務局 業務委託者

株式会社北日本広告社

〒053-0005

苫小牧市元中野町3丁目6-27

担当：大山龍宏

TEL：0144-36-7751 FAX：0144-36-8591